

広島県及び同県所在の市町等向け入札談合等関与行為防止法等研修会の
開催について

平成30年3月2日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

入札談合の防止を徹底するためには発注機関側の取組が極めて重要であることから、公正取引委員会は、これまで、発注機関向け研修会を開催するとともに、発注機関が実施する職員向け研修会に講師を派遣して、入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法に関する説明等を行ってきています。

このたび、この取組の一環として、下記のとおり、発注機関向け研修会を開催することとしました。

記

- 1 日時
平成30年3月9日（金） 14：00～15：30
- 2 場所
広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎第2号館 1階 共用第18号会議室
- 3 議事次第
(1) 入札談合の防止に向けて（入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法の説明）
(2) 質疑応答
- 4 参加予定者
広島県及び同県所在の市町等の職員（事前登録制）

※ 本研修会は、カメラ撮影（冒頭のみ）及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の報道機関におかれましては、研修会前日までに、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所 総務課 電話 082-228-1501（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/

参考

【平成28年度の研修会の実施状況】

公正取引委員会の担当部署	研修会	
	公取委主催	講師派遣
本局	5回	63回
北海道事務所	8回	11回
東北事務所	2回	38回
中部事務所	2回	40回
近畿中国四国事務所	2回	30回
近畿中国四国事務所中国支所	2回	12回
近畿中国四国事務所四国支所	2回	19回
九州事務所	3回	42回
内閣府沖縄公正取引室	3回	3回
小計	29回	258回
合計	287回	